



埼玉県報

号 外 第 2 1 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
木 曜 日

目 次

告示

- [参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院埼玉県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院議員通常選挙における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

選挙長

埼玉県北本市高尾五丁目二十六番地

滝瀬 副 次

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川越市南台三丁目二番地十山大マンション三〇四

矢部 操

告 示

埼玉県選管告示第七十号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙分会長

埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番四

石田 昌 彰

選挙分会長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市大字安行藤八四十六番地の四十四

山本 晴 造

告 示

埼玉県選管告示第七十一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年七月四日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年七月四日 午後七時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十三号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年七月五日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十四号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年七月五日 午後六時二十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

五九、二五〇、〇〇〇円

告示

埼玉県選管告示第七十六号

平成二十五年七月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、二三六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三八、九七五

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、三四五

南第二区

一四三、六〇六

南第三区

二三、三五五

南第四区

三八、五二七

南第五区

三〇、八一七

南第六区

四二、九六〇

南第七区

二六、一〇四

南第八区

二五、四一九

南第九区	四〇、三二九人
南第十区	四七、三二六人
南第十一区	三〇、三六七人
南第十二区	三〇、五六一人
南第十三区	六一、七五二人
南第十四区	三二、〇九八人
南第十五区	一九、一五二人
南第十六区	三〇、六二一人
南第十七区	一九、六四三人
南第十八区	四三、七七〇人
南第十九区	一九、六一〇人
南第二十区	三三、二八〇人
南第二十一区	三五、〇七二人
南第二十二区	二一、一五七人
西第一区	九四、一八四人
西第二区	四〇、八七六人
西第三区	二二、六一七人
西第四区	四三、〇六三人
西第五区	一五、七八五人
西第六区	二九、二五〇人
西第七区	二三、八三七人
西第八区	九四、二六九人
西第九区	一五、六九七人
西第十区	一三、五一八人
西第十一区	二七、三二九人
西第十二区	一九、〇二四人
西第十三区	一一、八九五人
西第十四区	二四、四三七人
西第十五区	二七、〇二六人
北第一区	一八、四七〇人
北第二区	一二、一九四人
北第三区	一五、三五三人
北第四区	二一、五二四人
北第五区	四九、一八五人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、四〇二人
二三、五一六人
一五、三〇〇人
一八、八四九人
一五、二四三人
一九、四二七人
一七、六五四人
二九、〇〇八人
五五、四五六人
八八、九三〇人
二二、三七八人
三六、六三三人
一七、七三二人
一五、〇四〇人
三一、五四四人
一七、八二七人